

●間伐について

間伐の実施には、次の要件が必須となります。

- ・事業主体（補助金申請者）は経営計画作成主体のみ
- ・一回の申請単位は5ha以上

●その他の施業について

- ・間伐材の搬出量が1ha当たり10m³以上

●所有者が行う間伐

経営計画作成エリア内で、経営計画作成者が負託した場合のみ補助対象となります。したがって、先に間伐を済ませてから森林組合に補助金手続きを依頼しても対応は不可能です。皆さんが御自身の森林を整備する場合には、事前に森林組合に御相談されることをお勧めします。

●森林組合の取り組みについて

今回の制度改正は、森林所有者や森林組合にとっては、当面の森林整備（間伐）を行うに当たって非常に厳しいものです。しかし、この制度改正によって計画的に管理され、路網が整備されることで、二十年後、三十年後の主伐期に、品質の良い材を効率的に生産する場へと生まれ変わることが出来ます。そのためには、この制度が活用できる地域（森林の集約化を進め、計画的な森林管理を行う地域）に変わる必要があります。

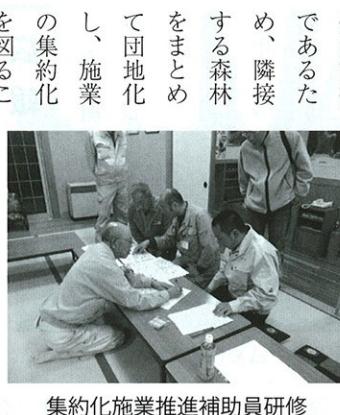
森林所有者の皆様には、主伐期の準備を行うつもりで、地域森林の集約化に御協力をお願いします。

森林組合の取り組みについて

当組合では、手入れの遅れている山林の整備を順次進めています。また、地域材の有効利用を図るため、低コスト作業システムとの組み合わせによる路網の整備と、高性能林業機械の活用による搬出間伐を促進しています。今後も地元説明会を通して個人有林等の小規模森林を団地化し、施業の集約化をすることで作業経費をおさえ、所有者の皆様に少しでも還元できるよう効率的な間伐を進めたいと考えています。

森林の路網整備について

搬出間伐は、間伐材の搬出・集材を行うために施業地内に作業路の開設をしなければなりません。高性能林業機械を使用し、木材をトラックで運び出すためにはさらに既設の林道や作業道など路網整備が前提であるた
め、隣接する森林をまとめて団地化し、施業の集約化



集約化施業推進補助員研修



森林作業道整備技術者研修

緑の担い手（林業後継者等育成）

本年度からフォレストワーカー研修と名を変え、国を挙げて林業従事者を育成していきます。研修期間は三年間。その後は就労しながら実践を積み重ね、指導者となるべく、フォレストリーダー（就労五年以上）・フォレストマネージャー（就労十年以上）とステップアップできるように制度が変わりました。

また研修期間中に各種免許の取得ができ、受講者のスキルアップにもつながります。



緑の研修1年生



施業集約により効率的な森林整備を

